



クロスボーダー収納代行と資金決済法改正

1. はじめに
2. 収納代行業と資金移動業
3. クロスボーダー収納代行への規制導入
4. 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法に関する規定の整備

弁護士 實延 俊宏

1. はじめに

2025 年 6 月 13 日に公布された改正資金決済法(資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 66 号))の施行が近づいてきました¹。本改正の内容を大別すると、

- ① クロスボーダー収納代行を資金移動業の規制の対象とする
- ② 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法に関する規定の整備
- ③ 暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の創設
- ④ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設
- ⑤ 信託型ステーブルコインの裏付け資産の管理・運用の柔軟化

となり、多岐にわたりますが、とりわけ広く影響があると見込まれるのが、①のクロスボーダー収納代行への規制です。また、これによりクロスボーダー収納代行を行う者が資金移動業者となる場合、②の資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法についても把握しておく必要があります。

¹ 遅くとも 2026 年 6 月までには施行されます(改正附則第 1 条)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2026

そこで、本稿では、原則として資金決済法の規制を受けない収納代行業と資金決済法の規制を受ける資金移動業との差異を今一度概説するとともに、①の改正の背景・趣旨を解説し、実務上の注意点を紹介します。併せて、②についても、簡単に改正内容を紹介します²。

2. 収納代行業と資金移動業

(1) 収納代行とは

日常生活で収納代行に触れる典型的な例として、コンビニエンスストアにおける公共料金等の収納代行が挙げられます。電力各社や水道局等の事業者が発行した払込票を用いて利用者が同ストアで公共料金等を支払い、同ストアが払込票を集約し、事業者にとまとめて送金するという流れが想定されます(図 1)。このとき、一般的には、同ストアは事業者から代金の代理受領権を与えられており、この場合、利用者は赤矢印の時点で公共料金等の支払債務を弁済したことになります。そのため、利用者が重ねて受取人から支払を求められる二重払いリスクがなく、支払人保護の要請が相対的に小さいといえます。

(図 1)

支払人(利用者) —→ 収納代行業者(コンビニエンスストア) —→ 受取人(事業者)

なお、収納代行の法令上の定義は存在しないため、収納代行であれば必ず収納代行業者に代理受領権が与えられているとは限りません。資金決済法も収納代行に関する定義は設けずに、「金銭債権を有する者(以下この条において「受取人」という。)からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為(当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。)」のうち、「受取人が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。))であることその他の内閣府令で定める要件を満たすもの」を後述の「為替取引」に該当すると規定し、当該為替取引を業として営むことを資金移動業として規制の対象にしています。上述の代理受領権の点は、上記「内閣府令で定める要件」に関するものであり、少なくとも受取人が個人であり、かつ支払人が収納代行業者に支払を行った時点で弁済効が生じない場合は上記要件に該当し、当該収納代行は為替取引に該当することになります。

(2) 資金移動業とは

日常生活で資金移動業に触れる典型的な例として、PayPay 等の電子マネーサービスのうち個人間送金を可能にしているものが挙げられます。例えば PayPay の場合、利用者が PayPay の QR コードを介して自身が予めチャージした電子マネー(PayPay マネー)を飲食店等の事業者への支払に充てる操作や、当該電子マネーを他の利用者に送る操作を行えます。このような事例においては、資金の流れは図 1 と同様であるものの、上記チャージは上記事業者への支払としてではなく電子マネーの購入として行われるものであるため、債務が消滅するのは利用者が上記操作を行った時点(又はそれ以降)となり、電子マネーサービス事業者が利用者の資金を一時的に預かっている状態になります(図 2)。

(図 2)

支払人 —→ 電子マネーサービス(PayPay 等) —→ 受取人(事業者)

² ③～⑤については、暗号資産や信託型ステーブルコインを扱う事業者のみが対象で、相対的に影響範囲が狭いことから、本稿では割愛します。

資金決済法第2条第2項は、「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことと定義しています。資金決済法上「為替取引」の定義は存在しませんが、最決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁は、銀行法第2条第2項第2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう、と定義しており、資金決済法における為替取引も上記と同様の定義であると考えられています。そして、資金移動業を営む者は、資金移動業の登録を行う必要があります(資金決済法第2条第3項、第37条)。資金決済法がこのように資金移動業について規制を課しているのは、上述の例のとおり、支払人の債務消滅が、支払人の資金移動業者への支払時点で当然には確定しないため、支払人が資金移動業者の資力や送金トラブル等の影響で二重払いリスクを負う可能性がある点が理由の1つとして挙げられています。

3. クロスボーダー収納代行への規制導入

(1) クロスボーダー収納代行及び本改正の趣旨

国内と国外との間の資金移動であって、収納代行の形式で行われるもの(いわゆるクロスボーダー収納代行)は、国を跨いだ資金の移動がある点を除けば、図1と状況は同一であり、従前国内で完結する収納代行と特段区別されず行われてきました。他方で、クロスボーダー収納代行は海外オンラインカジノや海外出資金詐欺等の事案で用いられる事例が存在することが指摘されており、金融安定理事会(FSB)は、2024年12月に「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告:最終報告書」を公表し、クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンク(資金決済サービス事業者)の規制・監督について、リスクに比例した形で改善することを求めています³。

このような状況を踏まえ、「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」では、クロスボーダー収納代行の規制について議論が行われ、報告書では、例えば以下のような収納代行の類型が為替取引に関する規制が適用されるべきとしつつ、一定の場合には規制を適用させる必要は高くない旨が記載されています。

(ア) 海外オンラインカジノの賭金の収納代行

(イ) 海外投資事案の収納代行

(ウ) 海外EC取引業者からの委託を受け、決済だけに関わる収納代行

(エ) インバウンド旅行者の国内での決済のための収納代行

これを受け、改正法第2条の2では、受取人(債権者)から委託等を受けた者が、受取人(債権者)等から資金を受け入れ、受取人(債権者)等に移動させる行為であって、国内から国外又は国外から国内に向けて資金を移動させるものの一部は、原則として、為替取引に該当するものとし、2(2)で述べた資金移動業の規制が及ぶようにしました⁴。

ただし、改正法第2条の2第2号には、「(当該行為の態様その他の事情を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。)」との括弧書が付されており、規制の適用除外とすべき行為については内閣府令にて設定されることになります。金融庁は、2025年12月16日、2025年資金決済法改正に係る政令・内閣府令・事務ガイドライン等の改正案を公表し、2026年1月19日までパブリックコメントを実施しました。内閣

³ 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書8頁

⁴ 条文上留意すべき点として、改正法第2条の2の柱書には、「(国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為に係る場合にあっては、二以上の段階にわたる委託を含む。)」との括弧書が付されている点が挙げられます。クロスボーダー収納代行の場合は、直接委託を受ける者だけではなく、再委託以降の者についても、改正法第2条の2の対象行為者となります。

府令案⁵に基づく、資金移動業の規制に該当しない、すなわち為替取引に該当しない類型は、以下のとおりです。

第1に、受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を銀行等又は資金移動業者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為が為替取引から除外されます(改正内閣府令案第1条の3第1項第1号)。例えば、二以上の段階にわたる収納代行において、銀行等又は資金移動業者に収納代行業を再委託して、当該銀行等がクロスボーダー収納代行を行い、収納代行業者が当該銀行等から収納した金銭を受領する場合が上記に該当することになります。他方、単に銀行等に開設した預金口座や資金移動業者に開設したアカウントに対して債務者等に送金させるのみである場合は同号に該当しないとされています(「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)」の改正案⁶(以下「改正事務ガイドライン案」といいます。))I-2-2-2(1))。

第2に、いわゆるエスクローサービスも為替取引から除外されます(改正内閣府令案第1条の3第1項第2号)。

第3に、受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行う場合のクロスボーダー収納代行についても、為替取引から除外されます(改正内閣府令案第1条の3第1項第3号)。こちらは、収納代行を行う事業者が、受取人と支払人との間で当該収納に係る金銭債権の発生原因となる契約の成立に関与するプラットフォーム等(ECサービス事業者等)である場合が想定されているものと考えられます⁷。

第4に、クロスボーダー収納代行業を扱う事業者と同一の企業グループに属する他の会社等を受取人とする場合も、為替取引から除外されます(改正内閣府令案第1条の3第1項第4号)⁸。ただし、同号括弧書にあるとおり、受取人が、為替取引規制の適用を免れる目的で金銭債権を取得したような場合には、同号は適用されません⁹。

第5に、他の法令に基づき受取人が有する金銭債権に係る収納代行についても、為替取引から除外され(改正内閣府令案第1条の3第1項第5号)¹⁰、具体的には、クレジットカードに係る国際ブランドが行うイシュア・アクワイアラ間の債権債務の清算に伴う収納代行(同号イ)、クレジットカード加盟店を受取人とする収納代行(同号ロ)¹¹及び国内で登録を受けた第三者型発行者が発行する第三者型前払式支払手段の加盟店を受取人とする収納代行(同号ハ)¹²が除外類型に該当します。

⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251216/03.pdf>

⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251216/33.pdf>

⁷ 前掲注3)9頁

⁸ 前掲注3)10頁において、資本関係がある場合等、受取人との経済的一体性が認められる者が行うクロスボーダー収納代行については、オペレーションリスクやAML/CFT上のリスク等が必ずしも高くないことから、為替取引規制を適用する必要性が高くないとしたことを受けた規定と考えられます。

⁹ 上記に該当し得る例としては、第三者から金銭債権を譲り受けて受取人となった者が、受領した当該金銭債権の弁済相当額を譲渡人に支払っている場合が挙げられています(改正事務ガイドライン案I-2-2-2(4))。

¹⁰ 前掲注3)10頁において、他法令が規律する分野における主体や行為でクロスボーダー収納代行を実施することが想定されているもの(クレジットカードのイシュア・アクワイアラ間の清算業務等)は、当該他法令で一定のリスク軽減措置が図られていると考えられることから為替取引規制を適用する必要性が高くないとしたことを受けた規定と考えられます。

¹¹ 収納代行を行う者がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者である必要はなく、いずれかのクレジットカード番号等取扱契約締結事業者との間でクレジットカード番号等取扱契約を締結する者を受取人とする収納代行であれば、第5号ロの適用除外に該当し得るものとされています(改正事務ガイドライン案I-2-2-2(6))。

¹² 国内で登録を受けた第三者型発行者が発行する第三者型前払式支払手段の加盟店を受取人とする収納代行は、基本的に第5号ハの適用除外に該当するものとされています(改正事務ガイドライン

第 6 に、エスクローサービス又は取引プラットフォームの提供者から委託を受けた者が行うクロスボーダー収納代行(改正内閣府令案第 1 条の 3 第 1 項第 6 号)や、銀行等又は資金移動業者からの委託を受けた者が行うクロスボーダー収納代行(改正内閣府令案第 1 条の 3 第 1 項第 7 号)も、為替取引から除外される類型とされます¹³。

もっとも、改正内閣府令案は、「利用者の保護に欠けるおそれ大きい行為」が上記各除外類型から除かれると規定しています(同第 1 条の 3 第 1 項柱書、同条第 2 項)。

第 1 に、債務者等から弁済として資金を受け入れる行為のうち、受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れた時までに当該金銭債権に係る債務者の債務が消滅しないもの(改正内閣府令案第 1 条の 3 第 2 項第 1 号、同第 1 条の 2 第 1 号)です。

第 2 に、上述のとおりエスクローサービス又は取引プラットフォームの提供者から委託を受けた者が行うクロスボーダー収納代行は為替取引から除外されますが、国外にある債務者等から国内にある受取人等へ向けて資金を移動させる行為については、事業者において当該資金移動を適切に行うことができない事態が生じた場合に受取人等への資金の円滑な引渡しに阻害されるおそれのある行為が「利用者の保護に欠けるおそれ大きい行為」とされています(改正内閣府令案第 1 条の 3 第 2 項第 2 号)。例えば、取引プラットフォームの提供者が他の事業者資金の受け入れ又は引き渡しを再委託する収納代行を行う場合において、当該取引プラットフォーム提供者が受取人等に対して負う責任を当該他の事業者の選任・監督に限定する、すなわち、取引プラットフォームの提供者が受取人に対し資金移動自体についての責任を負わない場合は、利用者の保護に欠けるおそれ大きい行為に該当するものとされています(改正事務ガイドライン案 I-2-2-2(9))。

第 3 に、賭博をする者又は他の者相互間で賭博を行わせる者が受取人である場合に、債務者等から弁済として賭博に係る資金を受け入れる等する行為です(改正内閣府令案第 1 条の 3 第 2 項第 3 号)¹⁴。資金が、賭金、勝金、入場料、手数料その他いかなる名称によるかを問いません。

第 4 に、受取人が有する金銭債権が、新たに発行される有価証券の取得を目的とする行為、有価証券の売買又はデリバティブ取引により発生したものである場合の、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れる等する行為です(改正内閣府令案第 1 条の 3 第 2 項第 4 号)¹⁵。

最後に、第 3 号、第 4 号に類する行為であって、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものです(改正内閣府令案第 1 条の 3 第 2 項第 5 号)¹⁶。

(2)実務上の留意点

国際取引において最もシンプルな形態は、日本国内の主体 A と国外の主体 B との間で直接送金・決済を行うことですが、実際には、日本における口座開設等金融機関で要する手続が予定どおりに進捗しないなどの理由で、この形態をとることが困難な事例が見受けられます。その

案 I-2-2-2(7))が、上記に該当する者を受取人とする収納代行であっても、同号ハが適用される行為は、第三者型前払式支払手段により決済できる取引に係る収納代行に限られます。

¹³ 前掲注 3)10 頁脚注 37 参照。

¹⁴ 前掲注 3)10 頁が、海外オンラインカジノの賭金の収納代行について、為替取引規制が適用されるべきとしていたことを受けた規定と考えられます。

¹⁵ 前掲注 3)8 及び 10 頁が、海外出資金詐欺等の事案でクロスボーダー収納代行が用いられている事案が存在するなどとして、海外投資事案の収納代行に為替取引規制が適用されるべきとされていたことを受けた規定と考えられます。

¹⁶ 例えば、当事者の一方が勝敗の結果を知っている片面的賭博をする者又は他の者相互間で片面的賭博を行わせる者が受取人である場合に、債務者等から弁済として当該片面的賭博に係る資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為が第 5 号の行為に該当するものとされています(資金移動事務ガイドライン改正案 I-2-2-2(10))。

場合、C を B の代理人として、A からの支払を受領させるスキームをとることがあり、今後資金移動業の規制が及ぶ可能性があります。なお、C に資金移動業の規制が及ぶ場合に、C が D に再委託する及び D が E に再々委託する場合の D や E にも規制が及ぶことは、(1)で上述したとおりです。そのため、まずは、今後パブリックコメント踏まえて確定する内閣府令の具体的な内容も踏まえつつ、自社のサービスがクロスボーダー収納代行に該当するか確認する必要があります。

資金移動業の規制が及ぶ場合、上述のとおり C 等は資金移動業の登録を要します。資金決済法第 40 条第 1 項はその登録要件として国内における代表者の設置、財産的基礎、体制の整備といった点を列挙しており、また見落としがちな点として、当該登録は株式会社¹⁷でなければ受けられない(資金決済法第 40 条第 1 項第 1 号)ことに留意する必要があります。なお、施行日から起算して 6 ヶ月間は、資金移動業登録なく当該行為を業として営むことができます(改正法附則第 2 条第 1 項)し、当該期間内に資金移動業登録の申請をした場合は、当該申請に対する登録又は登録拒否の処分が行われるまでの間(ただし、施行日から 2 年を経過するまでに限られます。)は、資金移動業登録なく当該行為を業として営むことができます(改正法附則第 2 条第 2 項)。すなわち、概ね 2026 年末頃を目途に、資金移動業登録の申請を行うか、クロスボーダー収納代行の取扱いを廃止するかを決断を迫られることとなります。

登録申請書類については、資金決済法第 38 条及び内閣府令第 4 条ないし第 6 条を参照して提出することとなります。なお、送金額に上限を設けない第一種資金移動業を営もうとする場合は、登録審査に加えて業務実施計画の認可を受ける必要があります(資金決済法第 40 条の 2)。

また、資金移動業者は利用者から受け入れた資金が当該資金移動業者の破綻時においても保護されるようその全額を保全するよう求められています¹⁸。

利用者との関係では、資金移動業の規制内容や上述の申請内容に照らして、適宜サービス利用規約を整備・改定する必要も生じると考えられます。

4. 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法に関する規定の整備

上述した資金移動業者による資金保全の方法は、①供託、②保全契約(銀行等による保証)、③信託契約の 3 手法が認められているものの(資金決済法第 43 条ないし第 45 条)、②や③の方法を採用した場合でも、保全された資金は、資金移動業者の破綻時には必ず供託が行われることとされており、いずれの方法においても、利用者への還付手続には最低でも 170 日を要することが指摘されていました¹⁹。これでは、利用者に対する早期の返還ができず、利用者保護の観点での課題が生じるため、改正法では、以下の 3 つの手法を新設し、銀行等又は信託会社等が供託を介さずに直接利用者へ資金を返還することを認めました。

- i. 履行保証人債務引受契約(資金決済法第 45 条の 3)
- ii. 履行保証人保証契約(資金決済法第 45 条の 4)
- iii. 履行保証金弁済信託契約(資金決済法第 45 条の 5)

¹⁷ 厳密には、外国資金移動業者(海外に本拠を置き、外国の法令に基づき資金移動業の登録・許可を受けている事業者)も要件を満たします。

¹⁸ 履行保証金の供託義務(資金決済法第 43 条)や利用者の保護等に関する措置を講じる義務(資金決済法第 51 条)等を参照。

¹⁹ 前掲注 3)2 頁及び金融庁「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料(2025 年 3 月)」6 頁。法令上、債権申出期間として最低 60 日が必要(資金決済法第 59 条 2 項)であるほか、債権申出期間経過後の配当表公示から配当開始まで 110 日(資金決済に関する法律施行令第 19 条第 6 項)が必要となるため。

各契約が締結されたことを内閣総理大臣に届け出た際は、資金移動業に係る履行保証金(資産保全の対象となる金銭)の全部又は一部の供託をしないことができます。詳細な要件は各条項及び前掲報告書 3 頁に譲りますが、i 及び ii は履行保証人(銀行等)²⁰が直接資金を返還する仕組みであり、iii は信託会社等が直接資金を返還する仕組みです。なお、資金移動業者においてこれらの新たな 3 手法を採用することが義務付けられるものではなく、従前の 3 手法により資産保全を行うことも可能です。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

²⁰ 資金決済法第 44 条において、履行保証人適格者とは、政令で定める要件を満たす銀行その他政令で定める者と定義されています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。